様式第４号（第９条関係）

　　　年　　　月　　　日

五條市長　　　　　　　　　　　殿

所在地

事業者名

代表者名

ふるさと五條市応援寄附金推進事業　返礼品登録依頼票

下記のとおりふるさと五條市応援寄附金推進事業に係る返礼品の登録を依頼します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 返礼品名 |  |
| 説明文 |  |
| 本体価格(税込) | 円 | 寄附金額 | 円 | 返礼率 |  |  |
| 配送方法 | □常温 ・□冷蔵 ・□冷凍 | 北海道・沖縄・離島対応 | □可 ・□不可 | 受注連絡から発送までに要する日数 | 日程度 |
| 名称 |  |
| 内容量 |  |
| 原材料名 |  |
| 保存方法 |  |
| 消費期限 |  |
| 製造元 |  | 提供元 |  |
| 受付期間 |  ～ | 発送期間 | ～ |
| 取扱数量 | 　　　　　セット （□月間　・　□年間※４月１日から翌３月３１日まで） |
| 備考 |  |

裏面あり

登録する返礼品の地場産品基準に当てはまるものを○で囲むこと。

（下記のいずれにも当てはまらない場合は返礼品として登録することはできません。）

(1)　五條市内において生産されたもの

(2)　五條市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

(3)　五條市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

(4)　五條市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通上構造上、混在することが避けられない場合に限る。）

(5)　五條市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から五條市独自の返礼品等であることが明白なもの

(6)　(1)から(5)に該当する返礼品等の当該返礼品等の間に関連性のあるものを併せて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるもの

(7)　五條市内において提供される役務その他これらに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が五條市において相当程度関連性のあるもの

(8)次のいずれかに該当する返礼品であるもの

　①　五條市が近隣の他の市町村と協働でこれらの市町村の区域内において(1)から(7)のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの（他の市町村の同意なく、当該他の市町村の地場産品を返礼品として取り扱う場合には該当しない。）

　②　奈良県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村（五條市を含む）の区域内において(1)から(7)のいずれかに該当するものを奈良県及び当該市町村（五條市を含む）の共通の返礼品とするもの

　③　奈良県が県内の複数の市町村において、地域資源として相当程度認識されているもの及び五條市を認定し、当該地域資源を五條市が返礼品とするもの